

# 令和2年分 配分金の確定申告について

シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上では「雑所得」として区分されます。収入が配分金のみの場合、65万円（租税特別措置法第27条「家内労働特例」）を必要経費として収入金額から控除できます。

また公的年金を受給している方は、配分金と公的年金を合算した額から、公的年金等控除ができます。控除額を差し引くと、0円になる会員の方は税務署への確定申告の必要はありません。

ご参考：公的年金等に係る雑所得の速算表(厚生労働省HPより抜粋)

65歳未満の方 (昭和31年1月2日以後生まれの方)	
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
～60万円以下	0円 →不要
60万円超～130万円未満	収入金額 - 60万円
130万円以上～410万円未満	収入金額×0.75 - 27万5千円
410万円以上～770万円未満	収入金額×0.85 - 68万5千円
770万円以上～1000万円未満	収入金額×0.95 - 145万5千円
1000万円以上～	収入金額 - 195万5千円

65歳以上の方 (昭和31年1月1日以前生まれの方)	
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
～110万円以下	0円 →不要
110万円超～330万円未満	収入金額 - 110万円
330万円以上～410万円未満	収入金額×0.75 - 27万5千円
410万円以上～770万円未満	収入金額×0.85 - 68万5千円
770万円以上～1000万円未満	収入金額×0.95 - 145万5千円
1000万円以上～	収入金額 - 195万5千円

上記のケースにより、確定申告が必要な方は、配分金支払証明書が必要となります。

- ① 「配分金支払証明書」がご入用の方はお早めに事務局にお申し出ください
- ② 派遣就業の「源泉徴収票」は兵庫県シルバー人材センター協会より郵送します

《ご注意》

他の事業所での給与や農業収入など上記以外の収入がある場合、最寄りの税務署にお尋ね下さい。確定申告が不要な方でも県市民税の納税義務はあります。詳しくは西宮市役所までご相談ください。